

同窓会会則

- 第 一 条 本会は新潟県立長岡向陵高等学校同窓会と称する。
- 第 二 条 本会は会員相互の親睦を図り、併せて、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第 三 条 本会の事務局は新潟県立長岡向陵高等学校内に置く。
- 第 四 条 本会の会員は、新潟県立長岡向陵高等学校の卒業生とする。ただし、特別の関係のある者は役員の承認を得て入会することができる。

(在籍したことのある者等)

- 第 五 条 本会は新潟県立長岡向陵高等学校職員ならびに旧職員を特別会員に推薦する。

- 第 六 条 本会に次の役員を置く

顧 問	若干名	本会に功労のあった人で、役員の推薦によって定める。
会 長	一 名	会員中により総会において選出する。
副 会 長	若干名	同 上
常任幹事	若干名	幹事中より会長が委嘱する。
幹 事	若干名	各回卒業生より二名以上を互選する。
監 事	二 名	会員中より会長が委嘱する。

- 第 七 条 会長は本会を代表し、一切の会務を総理する。
副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。
常任幹事は会長の命を受けて会務に参加する。
幹事は会員を代表して重要事項を審議する。
監事は会計を監査する。

- 第 八 条 役員の任期は二年とする。ただし、重任を妨げない。

- 第 九 条 本会の総会は毎年一回開催し、会計その他要件を報告し、重要事項を協議する。なお、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

- 第 十 条 役員会は必要に応じ、随時会長が招集する。

- 第 十 一 条 本会の経費は、入会金、終身会費、その他の収入でこれに充てる。

- 第 十 二 条 本会の会計年度は毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

- 第 十 三 条 会費および入会金の額は総会で定める。

- 第 十 四 条 会員は、その住所、氏名、職業を変更したときは、遅滞なく本会事務局にその旨を通知しなければならない。

- 第 十 五 条 本会は地方に支部を置くことができる。ただし、支部準則は別に定める。

- 第 十 六 条 本会の会則は、総会に於いて出席者の過半数の同意がなければ変更することができない。

(一部改正) 平成七年十一月十八日